

令和元年度岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会 苦情調査審議部会

日 時：令和2年2月12日（水）
委員会終了後
場 所：岩手県水産会館 大会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 部会長の互選について
 - (2) 職務代理者の指名について
- 3 苦情調査審議部会について
- 4 閉 会

【配布資料】

- 資料1 委員名簿
- 資料2 岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会について（概要）
- 資料3 過去の苦情調査審議部会の開催状況について

岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会委員名簿

(五十音順：敬称略)

氏名	役職等	苦情調査 審議部会	談合等調査 審議部会	備考
石川奈緒	岩手大学理工学部 准教授	部会委員		
磯田朋子	岩手県消費者団体連絡協議会 事務局長	(予備委員)	部会委員	
及川昌彦	(一財)岩手経済研究所 常務理事事務局長	部会委員		
佐藤善男	盛岡ターミナルビル株式会社 調査役		部会委員	
田村賢一	北光監査法人 代表社員 公認会計士	(予備委員)	(予備委員)	職務代理者
役重真喜子	岩手県立大学総合政策学部 講師		部会委員	
雷哲也	(一社)岩手県建築士会 理事 一級建築士	部会委員	(予備委員)	
渡辺正和	渡辺正和法律事務所 弁護士			委員長

岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会について（概要）

（岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会条例（H15.7.14 岩手県条例第 36 号））

1 設置趣旨

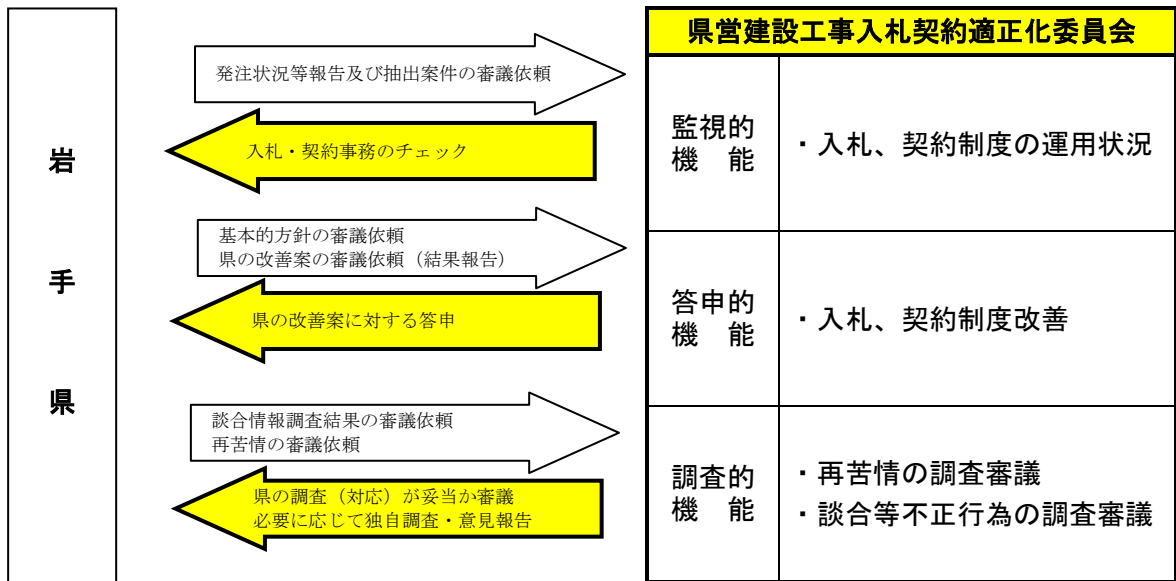
県営建設工事の入札及び契約に関し、その透明性を高めるとともに公正な競争を確保するため、知事の附属機関として岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会を置く。

2 所掌事務

委員会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 県営建設工事の入札及び契約に関する制度の運用状況及び改善に関すること。
- (2) 県営建設工事の入札及び契約に係る苦情に関すること。
- (3) 県営建設工事の入札及び契約に係る談合等不正行為に関すること。

委員会は、県営建設工事の入札及び契約に関する重要事項について、必要があると認めるときは、知事に意見を述べるができる。



3 組織及び会議

岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会（8人以内 任期2年）

○委員長（互選） ○委員長代理（委員長があらかじめ指名）

※会議（委員長が招集）

- ・ 定例会議（原則4か月に1回）
- ・ 臨時会議

{

- ① 発注状況報告及び抽出案件審議
- ② 入札契約制度改善について審議

※関係者の出席を求め意見若しくは説明、又は必要な書類の提出を求めることができる。

苦情調査審議部会（3人 委員長が指名）

○部会長（互選） ○部会長代理（部会長があらかじめ指名）

※随時開催（部会長が招集）

部会の議決をもって委員会の議決とできる。

※関係者の出席を求め意見若しくは説明、又は必要な書類の提出を求めることができる。

▶入札契約適正化委員会への諮問

再苦情の申立てがあった場合（苦情申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立て適格を欠くと認められる場合を除く。）

談合等調査審議部会（3人 委員長が指名）

○部会長（互選） ○部会長代理（部会長があらかじめ指名）

※随時開催（部会長が招集）

部会の議決をもって委員会の議決とできる。

※関係者の出席を求め意見若しくは説明、又は必要な書類の提出を求めることができる。

▶入札契約適正化委員会への諮問

- ① 談合の事実は確認できないが、談合等不正行為の疑いが高い場合
- ② その他知事が必要と認めた場合